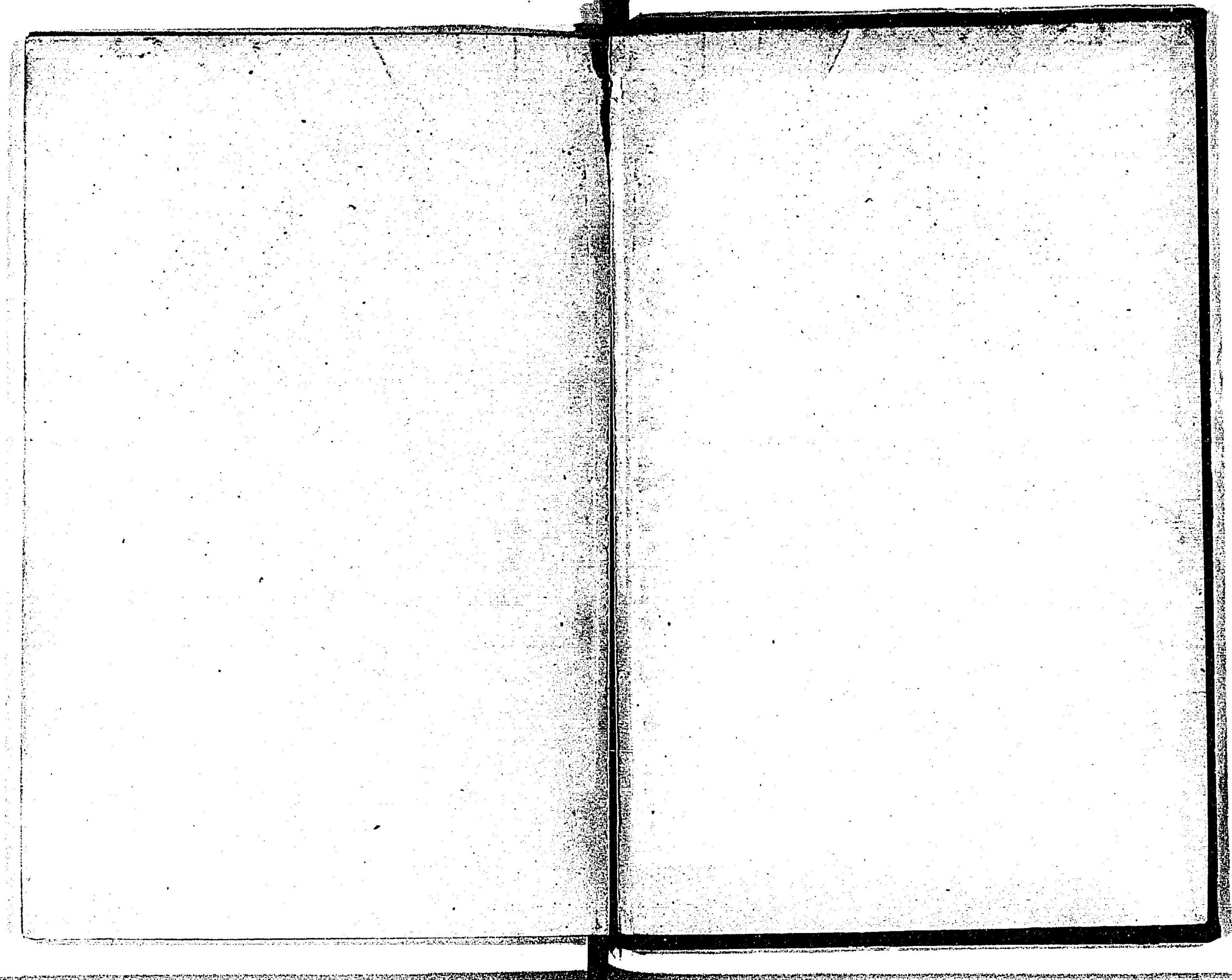


19
611

堀 秀成著

内藤存守序

名目二百首
完



名目二百首序

身原本

世の中の人の心はさま／＼なる中に記憶の能き

有り忘るも有る 記憶能き人は白き紙に黒き墨して

物書されらむに 等しく心に記して忘れざるを記憶

忘る人は山梔子の汁以て花の色を繪がけるが日數

経れば其色漸無く消え失せて本の白紙と成るが如

くに忘るゝ者なり然れど其の記憶能き人も年経て

後其の事共我問ひ試るに然る事有りけりやなど云



ひて餘所事のやうに云ふ類ひも亦多かり其の記憶
 悪き人も頼ぶるに勉めて怠らざれば石に彫りたる
 文字に同じく長しへに忘れざる事記憶能き人に優
 るも多かり記憶悪き人に在りては其の事からを似
 たる詞に譬へ物に擬へて記憶ゆれば不意かに心宿
 られて忘れざる事尤異く思の外なる事有り然るは
 大嘗會に見えたる悠紀の名を降る雪に譬へて清く
 漣々しき由縁を記憶え主基の名を空行く月に準へ

て悠紀に屬きたる國の名と記憶ゆる類ひなり又歌
 を覺ゆるは文讀むよりも記憶え易し折りに觸れ時
 に就けて世の中に持て映さるゝ今様の唄など長さ
 をも短きをも強ちに記憶えむとには非ねど他の謠
 ひ喧呼るを聞く任に聴きも愚かなるも真似ひ嘖し
 る程にか安く記憶えらるゝと以ても悟られつ可し
 今は昔吾が曲舎の大人は世に御在し程に物學ひ
 爲し人々を數ふれば其數萬に餘れり然計り多き弟

子の中には吾儕に匹しく學の道に不確しき人將た
無きに非ず大人の教へ導き給ふにも甚煩さく忌は
しく若干と無く思すらむと心苦しき事ども常に少
なからずを有りける然る人々を憐れがり給ひし折
の御心注びにや在りけむ大人の曰まはしは世に
小倉百首の骨牌と云ふ物有りて年毎の始めの程に
人々夥多打ち集ひて上の句下の句を分ち二枚の札
に書きて彼方此方に持ち別け讀み合するに當り速

きと遅きとを挑み争ひ勝ち負けを定め賭物など爲
つゝ遊び戯るゝ事有り幾度と無く物爲る任に其の
歌は云ふも更なり詠主の名をさへ暗に記憶えて忘
るゝ事無し笑ひ樂しむ中に何時しか數多き歌を
記憶ゆるは遊び所爲は多ある中に取り分きて善き
遊びとや云はまし此れに倣ひて物したらむには如
何なる事も能く記憶えて忘るゝ事無く世に益有る
事にこそと曰まへり然て後嘉永の七年の頃にや在

りけむ名目二百首と云ふ短歌を聚め一卷を著はし
 給へり今其の歌どもを熟々に誦し以て行くに名目
 の煩雜しきにも似す詠み出でられたる姿は器に物
 多く押し籠めたらむ様に窄からず寛ひるにして愛
 たし然計り愛たき歌どもをしも弟子の人々のみ尊
 び嚴しみ金よ玉よと珍重さむは無下に心無き態に
 し在れば玉敷きの都へ更なり天離る鄙の國邊に住
 む人々にも多く見せま欲しくて此度鉛の文字に寫

し一卷の綴書と成して世に公けに爲る事と成り
 む世の覺え惡き人は操り返し讀み覺えて古き世の
 様を悟らむ方便にも成りなむ者ぞかゝ此度斯く世
 に弘むるに當りて當昔大人の此歌詠み出でられし
 折りに遭ひて其事を見もし聞きも爲つるハ汝なり
 然が由縁一巨り書き添てよと人々の勸むる任に在
 りし昔の事ども眼前り見るが如く思ひ出でられつ
 心時めき爲られて慕はるゝ者から文に綴らむ爲

方も知らぬ才髻髻未明の辭まむは中々に不禮
しき事なるに初々しき人の爲に勉められたる大人
の功績の廣く世の人に聞え知られむ事を悦びがて
ら斯くは物爲つるになむ噫過分しや

明治三十一年一月四日

藤原朝臣存守

名目二百首目錄

| | |
|---------|---------|
| 位階沿革 | 十七殿并五舍 |
| 勳位 | 太政官二局 |
| 服制 | 四道學并四學院 |
| 封戸 | 古典 |
| 職田 | 用字例 |
| 位田 | 忌穢 |
| 姓氏 | 忌詞 |
| 三等授位并任官 | 大中小祀 |
| 十三門 | 宮所 |

十陵

二十二社

讀癖

東帶

公事

衣冠

口宣宣旨繪旨位置差別

狩衣

繪言

二十一代集

平出闕字ノ令

拾芥抄尸

稱號

國司任限

死ノ三等

律

帳内資人

出御ノ四等

大中小軍

京制

市令

改曆

以上四十條

名目二百首

堀秀成詠

十二年十二月

推古には徳仁禮に信義智を大小十二の冠位とは云

孝徳は織羅紫錦青黒を大小に分け又建武あり

建武にはカケフリ大小なくて七色に十三階の冠といふ

孝徳の五年の制は冠を十九階には分たるゝ也

十九立

織羅紫錦カケフリのまゝにて華山乙上下大小わりと知るべし

三年二月

天智には織に羅紫を大小と錦山乙に上中下あり

大建と小建二つ加へてぞ二十六階の制となるなり

天武帝十四年には六十の爵位の階を定められたる
 明冠を四階に立て大廣に一二の等を定められたる
 淨冠は八階にして大廣に一より四まで等を立らる
 明淨の十二の階は諸王より上の階とぞ定られたる
 正直と勤務追進大廣と一より四まで階分つ也
 大賚の元年に位記をもて賜冠の制を停められたる
 大賚の元年に位階をば四十八階に制らるゝなり
 明冠の四階は一三四品みな親王の位なりけり
 淨冠を十四にはして一位より五位にいたりて皆諸王也
 正を六正従一位と二位三位すべて諸臣の位なりけり

直を八正従の四位と正従五位上下の四階立らるゝ也
 勤を四に正従の六位務をも四正従七位の上下也けり
 追を四に正従の八位進を四大少初位の上下也けり
 大賚の元年に二十階外位も共に制らるゝなり
 直冠は正従五位の上下にて勤は六位の正従外位を
 務は七位追は八位の正従の上下の外位と定られたる
 進は初位大小上下の外位にて是を外位の廿階なる
 令に載る親王諸王諸臣らの位階を今の位階なりける
 諸王以下諸臣の位階三十に正従大小分たるゝなり
 一位より八位までとし九は大少の初位とこゝろえておけ

一位より三位のほどは上下なし四位より上下分れる、也

親王を四階に立て一品の四品までとぞ定められたる

以上位階沿革の二十九首

大寶の元年にはじめてぞ勳位十二の等を置く、

一等を正三位より十二等從八位までに順にあつべし

以上勳位の二首

服制は紫ムラサキ緋ヒに緑キナンド縹ヒナギ四の色目とこゝろえておけ

八等ハツノ黒と赤との紫にそのよ深淺二つあるなり

以上服制の二首

封戸フウコと云は參議以上にありとしれ位の方は三位迄也

親王は一は八百二は六に三は四百に四は三百戸

内親王ウチノミコの封戸の員をば親王の半給る御令ミコノリとはしれ

三千は太政大臣二千戸は左右ヒダリミキリの大臣としれ

八百戸内大臣と大納言兩官に給ふ封戸と知るべし

中納言三百戸にて參議には六十給ふ御令とはしれ

正一位三百戸にて從一位は二百六十の封戸としるべし

正二位は二百の封戸フウコに從二位には百七十とこゝろえておけ

正三位百三十戸從三位は百戸給る御令なりけり

以上封戸の九首

職田は中納言以上給ふ也位田は五位を限なりけり

親王は一八十に二六十三は五十に四は三十町
 内親王の位田の員は親王の三分の二を給るとしれ
 太政は四十町なり三十は左右の大臣二十納言
 八十は正一位にて従一位は七十四町たまはるとしれ
 六十は正二位にして従二位には五十四町を給るとしれ
 正三位四十町にて従三位は三十四町給はるとしれ
 正四位は廿四町に從四位には二十給る御合也けり
 正五位は十二町にて從五位には八町給ふ御合也けり

以上職田位田合九首

姓カネとは眞人宿稱マコトノカネに朝臣アソ忌寸イミサ道師ミチノシ臣ミコに連ツラシ稻置イナヅキそ

天下八種の姓カネ淨見原の十三年に定められたりる
 皇別と神別蕃別この三を姓氏三別とてろえておけ

以上姓氏の三首

三等の授位といへるは勅と奏判授のわけと辯へておけ
 五位以上勳は六等以上をは勅授の位とてろえておけ
 内八位外七以上勳位には十二等まで奏授なりけり
 内初位と外の初位とは判授にて位に叙する御合也けり
 三等の任官といふは勅任と奏任判任判補なりけり
 勅任は納言以上と大辯の左リ右リに八省の卿
 衛府の督カミ彈正の尹カミ太宰師皇太子傳以上勅任

奏任は内外の諸司郡領に軍毅までとの御令としれ
判任は主政主帳に家令等と内舍人までの御令としれ
判補とは舍人史生に使部に伴部帳内資人也けり
判補をば式部の卿のつかさどるいみじき式の有としるべし
以上三等ノ授位三等ノ任官合十一首

宮城の十二の御門漢風の制にはあれどこゝろえておけ
上東と陽明待賢郁芳は東の方の御門なりけり
談天と藻壁段富上西は西に向へる御門なりけり
安嘉門偉鑿達知の三の門北に向へる御門也けり
美福門朱雀皇嘉は南なる御門の名とはこゝろえておけ

以上十二門の五首

十餘七の殿は紫宸殿仁壽承香常寧乃殿

貞觀に春興宜陽綾綺殿温明麗景宣耀乃殿

弘徽殿清涼後涼校書殿安福殿に登花殿なり

五舍といふは昭陽淑景飛香舍に凝花製芳を云としるべし

梨壺は昭陽舍也淑景舍を桐壺といひ飛香藤壺

凝花舍を梅壺といひ製芳舍雷鳴壺と云としるべし

以上十七殿五舍の六首

少納言左辨右辨の兩管を太政官なる三局といふ
納言外記左辨左大史右辨には右大史局をつかさどる也

以上古典の十三首

十二

用字例假字に正字に借文字合字の四種光哲のいふ
轉音の假字に義借に別正字この三種をば己が加へつ
以上用字例の二首

遠關日は父母と夫のはてし日を年に一日の忌としるべし
牛馬と犬の類の子を産ば三日ろの家穢とはしれ
嬢妊は著帯の後神宮に參ることをば忌としるべし
交合は中の三日をへだて、を神の宮居に參るとはしれ
血の下る病の類下ることやみての後は二日忌むべし
膿いづるかゝの類はその膿のとまらぬほどは忌と知るべし

疾せば七日いむべしすゑし人三日の穢とこゝろえておけ
身より血の三滴以上たるとこゝろ必しむとこゝろえておけ
三滴に及ぬほどは沐浴してくるしからざる御令也けり
人の頸切たる人はその穢三十日とこゝろえておけ
葬にはその役人は百日に従ふものは七日いむなり
死人の家にしいらばそのものは穢三日と辯へておけ
速懸といふは死ざるよしにして野へにおくるを云としるべし
速懸は七日の間穢るぞと天和奏上の令に載らる
宮地に死人あらば三十日也頭手足は七日なりけり
牛馬と犬の類は五日にて頭四足は三日なりけり

十三

火災にて人と牛馬焼たるは百日の間穢るなりけり

火事の時郷内に入りやけおつる棟木を見れば七日忌む也

死人の家の火食ば中三日すぎての後に火をば改べし

産穢三十日の内の火を食ばこれと同じき御令也けり

上件天和奏上の暇服令委しきことは本書にてしれ

この外は忌も穢も公の忌服の御令よくまもるべし

以上忌穢の廿二首

忌詞佛中子に立つくみ經染紙に塔は阿良々支

瓦葺寺をいふなり髪長とさて女髪長僧尼をぞいふ

片膳は齋をいふ也わすれても本の名いふな内の七言

死は奈保留病は夜須美血をば阿世哭を鹽垂と忌て云也

打は撫墓は壞穴を園外の七言とこれをいふなり

以上忌詞の五首

大祀とは踐祚に大嘗の大祭をいふとしるべし

中祀とは祈年月次神嘗に新嘗加茂の祭なりけり

小祀とは三枝大忌鎮花さて風神園韓の神

鎮魂鎮火相嘗道饗に平野梅宮大原祭

神今食と大神祭十あまり四の神事を小祀とはいふ

以上大中小三祀五首

原は神武綏靖高岡に安寧天皇浮穴の宮

今云一月、齊
爲大祀三
日、齊爲中
祀一日、齊
爲小祀一

境岡懿徳孝照掖上室之秋津島孝安の宮

孝靈は黒田盧戸孝元は輕の堺原の宮と知るべし

伊邪河は開化崇神は水垣に垂仁玉垣日代景行

志賀高穴穗の宮は成務帝豊浦訶志比は仲哀の宮

輕島の明宮は應神に難波高津は仁徳の宮

若櫻履中柴垣反正に遠飛鳥は允恭の宮

安康は穴穗雄略朝倉に清寧天皇葦栗の宮

顯宗は近飛鳥に仁賢は廣高の宮に御代をしります

武烈列木繼體玉穗金箸は安閑天皇の大宮所

盧入野の宮は宣化に欽明は師木島の宮に日繼知ります

他田には敏達池邊は用明に崇峻の大御代は柴垣の宮

小治田は推古舒明は岡本に後岡本は皇極の宮

孝徳は難波の長柄齋明は兩槻の宮に御代をしります

大津には天智天武は淨見原藤原の宮は持統天皇

元明と元正聖武孝謙に大炊稱徳光仁は平城

長岡は桓武天皇延暦の十三年從今の大御宮

以上大宮所の十七首

山城の宇治の郡の山階に大和の添上の後田原の脚

山城の紀伊郡なる柏原乙訓郡長岡の郷

大和なる添上郡の八嶋山同郡の楊梅の郷

山城の葛野郡の田邑山紀伊那なる深草の郷
山城の愛宕郡の鳥戸山宇治郡の後の山階
十段は三代の實録四十のまり六にあられる巻に載れる

以上十段の六首

小朝拜元日宴さてはまた御弓奏とよむが習ひぞ
女王祿女の字はよます賭弓に射禮射遣節折とは云
忌火御飯御禮の御卜孟瀾益供の字をぬきとよむと知へし
定者は道によみ小端定順によめるを古實とはしれ
御即位に御禮入納に改元に立后節會よみをみだすな
以上恒例臨時兩公事讀癖の五首

昇殿の昇をばゆるめ還昇をばつめてよめるを故實とはしれ

祿法に在中任限直會に令旨公文とよみをしるべし
課試參來見證とつねよ勘盃に出居に垣下座とはしるべし
尙齒會に尻所先蹤驛家とよむこれらいつれも故實也けり
以上諸公事讀癖の四首

南殿とよみ御粧物所賢聖の障子といふが習也けり
西階に軒廊さては朝干飯夜御殿とこゝろえてよめ
中重に小安殿さては後涼殿鳴板母夜に議所なり
以上殿舎讀癖の三首

國用周后女御水取女殿人東豎を半物なり

女院をば常は女とよみ名目にニヨツと引るが習也けり

上卿に外辨職事に御隨身官職のよみはことに云べし

以上人物讀癖の三首

壁代に御倚子通障子草敷に文夾覽管縹網とよみ

唐櫃よ日給簡に文杖に空蓋版位とよみをしるべし

以上調度讀癖の二首

帛衣に禮服小忌に小直衣に柏半尻とこゝろえてよめ

以上衣服讀癖の一首 ○通計讀癖十八首

四方拜御藥朝賀小朝拜内侍所の御供物の式

諸司の奏外任の奏に氷の様曆に服赤は元日の宴

若水は立春の日に若菜をば上の子の日には奉るなり

二日には朝觀行幸臨時客告朔二宮の大饗のあり

卯杖をば上の卯日に奉り外記の結政所吉日にあり

五日には叙位行はれ七日には白馬の節會御弓の奏

女王錄に女叙位は八日縣召十一日の御式とはしれ

御薪と御粥は十五日に奉り十六日に踏歌ある也

手結は十五日也射禮をば十七日にさだめられたり

射遣は十八日ぞ同日に賄弓のわざみろなはず也

内宴は廿一日晦日には大御贖物たてまつるなり

以上正月公事の十一首

釋奠は上丁に行れ祈年の祭四日なり氣利

列見は十一日に行はれ位録の定吉日にあり

以上二月公事の二首

三日には曲水宴にその夕北辰御燈ありと知るべし

此の月に諸司の除目あり又御祭は鎮花なり

以上三月公事の二首

七日には撰階の奏を行はれ孟夏の旬に御酒給ふ也

以上四月公事の一首

舊滯をば三日のあした奉り五日の節會ありと知るべし

三日には左近衛四日には右の近衛の荒手番を

真手番五日は左六日には右のつかさ競とはしれ

着欽政また賑給の二つをば此の月の中らありとしるべし

以上五月公事の四首

一日に忌火の御飯と醴酒今日奉る式としるべし

十日には御躰の御下行はれ神今食は次の日にあり

大祓節折鏡火道饗も此の晦日にありと知るべし

以上六月公事の三首

七日には乞巧奠と相撲をも此の月の中召さるとはしれ

以上七月公事の一首

定考は十一日に行はれ駒牽のわざこの月にあり

以上八月公事の一首

七日には不堪田奏九日に菊酒を給ふ宴はあるなり

以上九月公事の一首

上の亥に猪子のもちひ奉り五日のあした射場始也

殘菊の宴に初雪見参はひねたる式にあらざるとしれ

以上十月公事の二首

御曆奏此の一日に鎮魂は中卯日の次の寅の日

中の丑五節の舞に中の卯は新嘗祭の御式ある也

中の辰豊明の節會には白酒黒酒の宴給ふなり

以上十一月公事の三首

此月に内侍所の御神樂と荷前の使立、らるゝ也

桃の弓葦の矢をはぎ桃の杖追儼の御わざごとく見て見ゆ

以上十二月公事の二首

通計公事の歌三十三首

口宣とは御言のまゝを藏人の受けて書るを云々と知るべし

藏人の書る口宣を上卿の受けて書るを宣旨といふ云

上卿の書る宣旨を受取りて外記の書るを繪旨とは

位記といふは大臣納言辨官のろの名をつらね渡すもの也

以上口宣宣旨繪旨位記差別の四首

勅の字は尋常にかき詔の字を臨時にかけと令に見えたり

宣命は神社山陵の告文に皇后さては立太子なり
大臣の節會と喪家告文も共に宣命とこゝろえておけ

以上繪言の三首

平出は皇祖皇祖妣先帝に天子天皇陛下皇帝
御詮太上天皇三后を平出すべき令としるべし
闕字には本社山陵乘輿車駕詔書勅旨に聖化天恩
朝廷に中宮東宮皇太子御字に殿下は闕字する也

以上平出闕字令四首

祭祀には天子としるし天皇は詔書にしるす御令とほしれ
皇帝は外夷にしめし上表に陛下としるす御令也けり

以上稱號の二首

堯といふは三位以上と親王にしるせることゝこゝろえておけ
五位以上又皇親は卒といひ六位以下をば死といへる也

以上死三等の二首

一品は百六十の帳内を給はる令と定められたり
二品には百四十人三品は百廿人帳内としれ
四品には一百人を資人の一百人は一位なりけり
八十は二位の資人三位には六十人を給るとしれ
正四位は四十人にて從四位には三十五人と定められたる
正五位は廿五人に從五位には五人減して給るとしれ

資人の三百人を給るは大政大臣の一人としれ
大臣は二百人にて納言には百人給ふ令としるべし
以上帳内資人の八首

古への軍旅の令の大軍は一萬以上をいふと知るべし
中軍は五千以上に三千を小軍といひ百を旅といふ
以上大中小軍旅の二首

天皇に行幸といひ上皇に御幸といへる令としるべし
行啓は二宮にいひて親王のそのいでましを渡御と云也

以上出御四等の二首

廿二社伊勢石清水稻荷山上下の加茂平野松の尾

梅宮に吉田北野に大原野祇園貴布禰は山城の國
大神に春日廣瀬に石上龍田に丹生は大和也けり
近江には日吉に津には住吉に大神石清水下の御社
以上廿二社の四首

束帯は冠懸緒袍單に裊下襲なり

大口に表袴に石帯帯劔なれば平緒ある也
笏に履また檜扇を懐にをさむることぞ故實也ける
今の世は單裊に下襲みな帷のゑりにつくなり
單のみ袖にもつけて裾斗りを別に放すが今の世の風
以上束帯の五首

衣冠とは冠懸緒袍衣ウヘノキヌキヌに奴袴ヌハカマ檜扇ヒノウシをこれ
晴のときヒトハカマヒラシメハカマ單帷下袴ヒトハカマヒラシメハカマ重ぬることもありとしるべし

以上衣冠の二首

狩衣は烏帽子懸緒に狩衣にさて腰帯に指貫としれ
帷は常にも用ゐる衣單さて下襲晴のときなり

以上狩衣の二首 通計裝束九首

古今集後撰に拾遺この三部三代集とこゝろえておけ
後拾遺に金葉詞花に千載と新古今迄八代の集
新勅に續後撰に續古今續の拾遺に新後撰集
玉蕚と續千載におひつぎてえらばれたるは續後拾遺

風雅集新千載に新拾遺新後拾遺に新續古今

以上廿一代集の五首

拾芥に見えたる尸カネチその次第朝臣に眞入宿禰連ぞ
公と首臣の尸ミヤコに造アヘイミキに置忌寸ニノ尸ナリなり
縣主村主神主使主人イイミキに伊美吉フヒトカキに史勝フヒトカキなり
部と氏と伊吉の尸アキナに阿祇奈君アキナ甘あまりの二尸也

以上拾芥の抄尸の四首

任限の令は六年慶雲の四とせの格は四年とを成る
本のよと六年の任と成りぬるは天平寶字二年也けり
弘仁の六年の格に諸國とも四年限と定られたる

承和二に西國奥羽五年にてそのよ四年と永く定る
以上國司任限の四首

伊豆安房に常陸に佐渡に隱岐土佐を遠流の國と定められたる
中流とは信濃と伊豫と二國に安藝越前を近流とはしれ
五刑とは笞杖に徒罪死をいふぞ此に贖銅の法はある也
六議とは議親に議故に議賢議能議功に議貴を云とせるべし
六議とは名例律の法にして贖銅の法これに合する
八虐の罪は六議のありといへど贖銅にては免ざるなり
八虐は謀大逆に謀反に謀叛惡逆また不道なり
大不敬不孝と不義のこのハツは本刑にする律と知るべし

贖銅は笞の十鞭は銅を一斤いたす律としるべし
五十には五斤杖には十に六五十三の律と定る
一年の徒には廿は三十は一年半にいたす律なり
三年は六十斤を近流には百斤いたす律に定る
中流には百廿斤遠流には百三十の律としるべし
死は二百この贖銅は道橋をつくる類につかはるなり
以上律の十四首
朔日ゆ十五日までは東の市にあづかる御令也けり
十五日のそのつぎよりは西の市にうりかふ所たてらる也
午の貝吹にあつまり日の入に鼓を打て散るとしれ

東の市の邸ミヤにてひさぐものかすは五十あまりに一品としれ
西の市三十あまりに三の品此外の品禁制キムシられたり

以上市令の五首

京制は八戸を合せ一行に四行を合せ町といふなり
町四ツを保とはいふ也保の四ツを坊となづくる制としるべし
坊四ツを條となづけて東西に八坊ありとこゝろえておけ
一條ゆ九條までにて羅城門以外の方を京極といふ

以上京制の四首

六曆は元嘉饑鳳に大衍に五紀曆宣明貞享曆
元嘉曆持統四年に用ゐられ御代の末には饑鳳曆なり

持統天皇朱鳥
四年十一月十
一日始行

大衍は天平寶字七年に饑鳳にかへて用ゐられたり
五紀曆は文徳帝の齋衡の三年よりぞ用ゐられたる
宣明は清和天皇貞観の三年よりぞ用ゐられたる
上件五曆のことは清和紀の貞観年に載られてあり
以上改曆六首

名目二百首終

明治三十一年一月九日印刷
全 年一月十日發行

編輯人

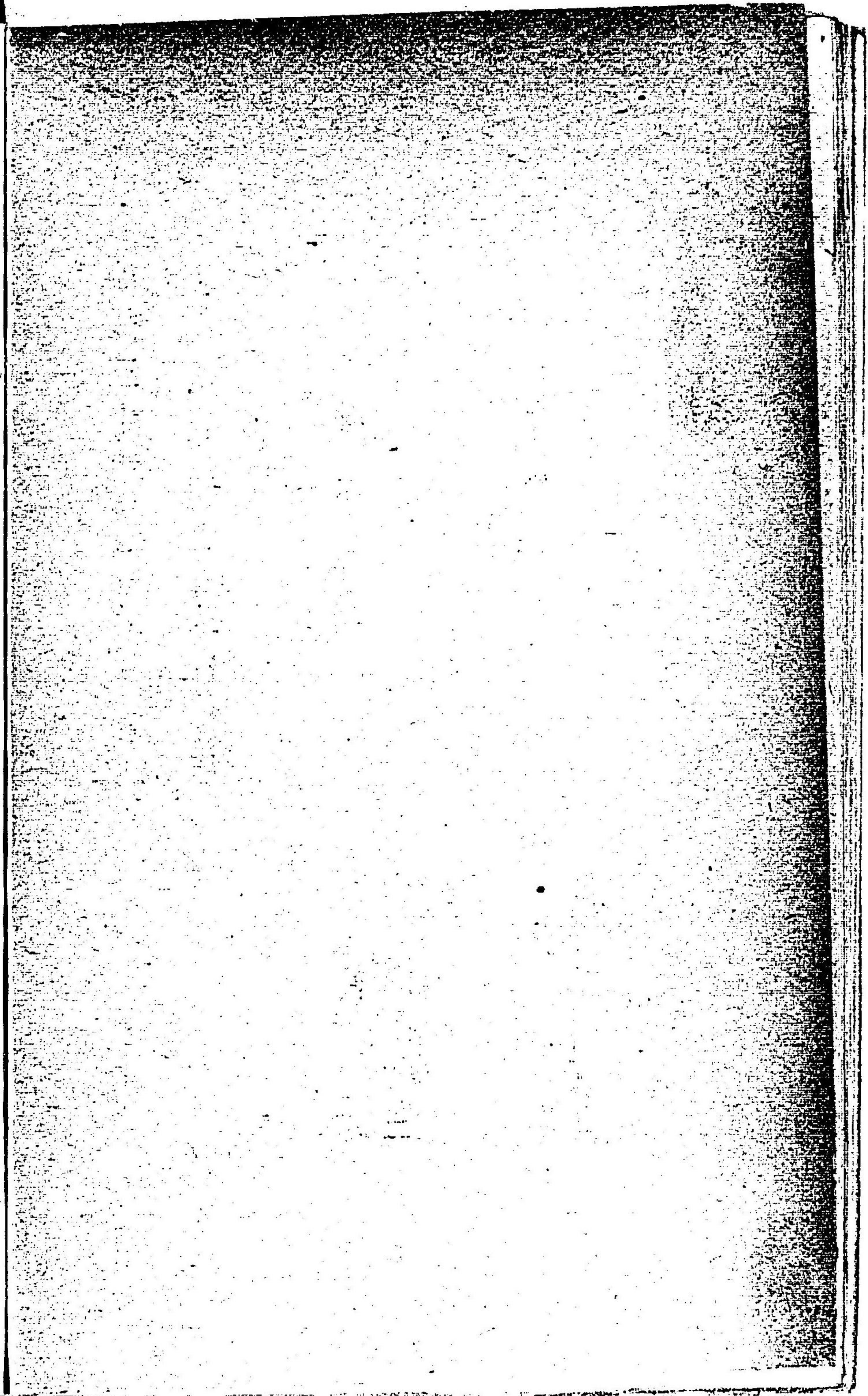
坂 常三郎

總町區有樂町三丁目二番地神宮教院寄留

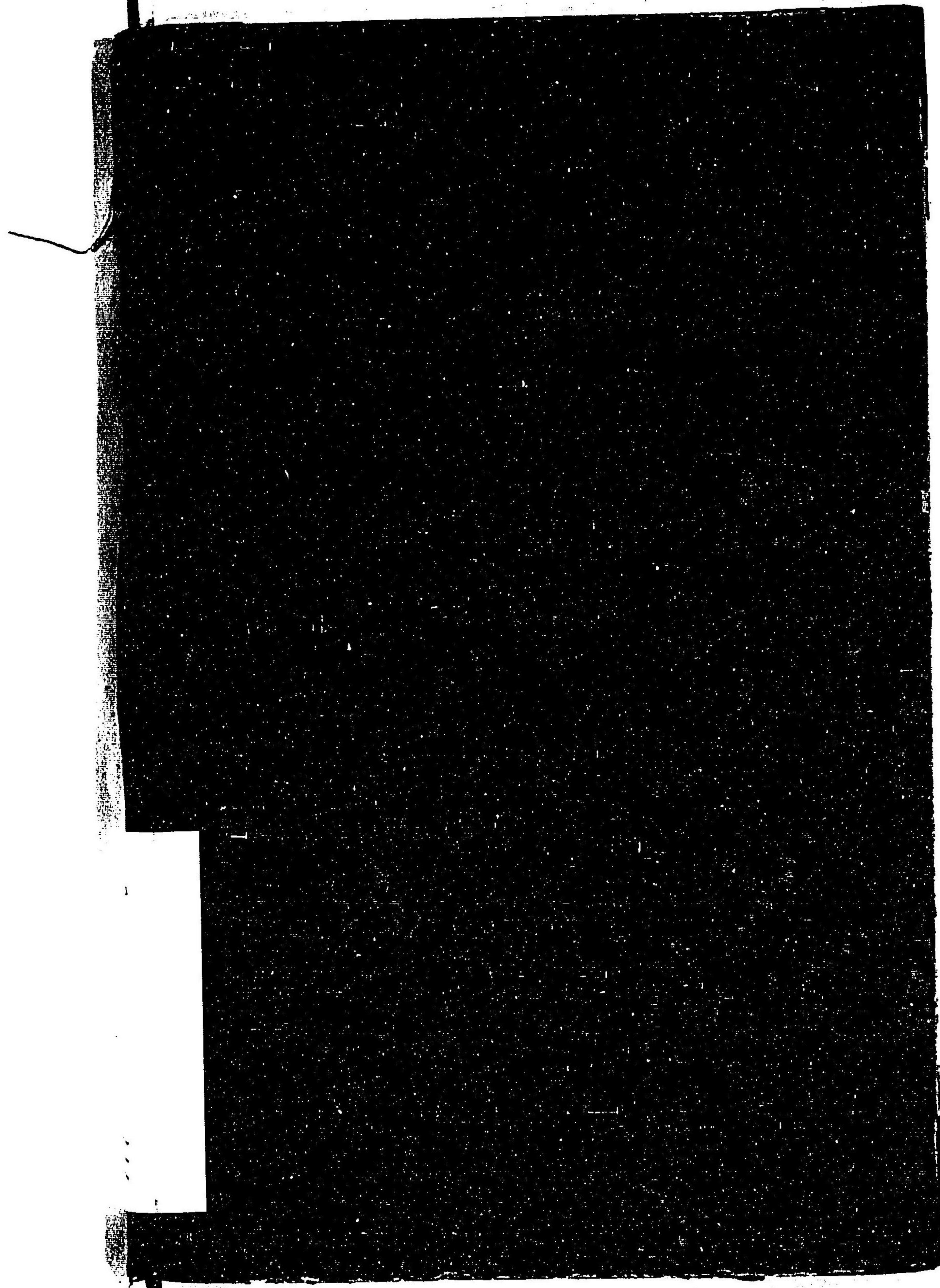
發行人兼印刷人

田・中 重藏

總町區平河町五丁目廿一番地



19
611



19
611

086656-000-6

19-611

名目二百首

堀 秀成/著

M31

DBD-1800

